各県立学校長 様

教 育 長

## 7月12日以降の県立学校の対応について(通知)

日頃、新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、国は7月8日(木)に、本県のまん延防止等重点措置の期間を8月22日(日)まで延長することを決定しました。

これに基づき、県では同日、新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、「7月12日以降の県立学校の対応」(別添資料1)を決定しました。

このまん延防止等重点措置期間において、各学校では令和3年6月18日付け教高指第790号「まん延防止等重点措置期間における県立学校の対応について」及び本通知に則り、引き続き感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続するようお願いします。

新型コロナウイルスの変異株の若年層への感染も懸念されていることから、引き続き緊 張感を持って対応願います。

記

#### 1 基本的な感染予防対策の徹底

- (1) 令和3年4月20日付け教高指第229号「県立学校版 新型コロナウイルス感染 防止対策ガイドライン~令和3年度~」に則り、基本的な感染予防対策の徹底を図ること。特に、休み時間等の感染防止や登下校時や校外活動における直行直帰について 徹底するよう指導すること。
- (2) 令和3年6月18日付け教保体第570号「感染症対策の専門家による学校訪問報告書の活用について」により周知した報告書を活用するなどして、各学校における感染防止対策の強化を図ること。

# 2 児童生徒や保護者、教職員と学校との連絡体制の確保

児童生徒・教職員が新型コロナウイルス陽性者又は濃厚接触者となった場合に、速やかに学校へ報告する体制を整えること。

また、これから夏季休業期間になることを踏まえ、新型コロナウイルス対策ばかりでなく自然災害や学校事故などの事態に備えるため、校内外での対応を速やかに行うことができるよう、教職員間での連絡体制等を整えること。

## 3 熱中症事故防止に配慮した感染防止

- (1) 運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないが、マスクを外してから着用までの間、児童生徒間の距離を適切に確保するように指導すること。
- (2) 呼気が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い日には、 十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染症対策を講じた上で、マスクを外すこと。ただし、用具の準備や片付けなど運動を行っていない際は、感染症対策として可能な範囲でマスクを着用すること。
- (3) 気温・湿度や暑さ指数 (WBGT) が高くない日に、呼吸が激しくならない軽度な運動を行う際、児童生徒等がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではない。その際であっても、児童生徒等の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒等との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止にも留意すること。

# 4 部活動

感染防止対策を徹底した上で、『埼玉県の部活動に関する方針』に基づく活動とする こと。

- (1) 感染防止の徹底について
  - ア 初発対応の強化による拡大防止を徹底すること。
  - イ 更衣場面、休憩場面、下校時等における感染防止を徹底すること。
  - ウ 部室の使用は原則禁止とし、更衣や道具の出し入れ等やむを得ない場合の使用時は、換気を十分に行いながらの使用を徹底すること。
  - エ 専門家による学校訪問の結果やアドバイスを各学校の感染防止対策の強化に活用 すること。

保健体育課ホームページ:

https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/kansenshou.html

(2) 泊を伴う活動について

校外・校内共に行わない。(夏季休業期間終了まで)

ただし、遠隔地で開催される全国大会(コンクール)等に出場するために、大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場合のみ、目的地の状況や感染防止対策等を踏まえ、校長が実施の可否を判断すること。

(3)練習試合等の校外活動について

校外での活動は可能であるが、県境をまたいでの活動や複数の学校が集まる活動の 実施については、感染拡大防止の観点を踏まえ、校長が実施の可否を判断すること。

なお、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象となっている都県の学校との 活動については、特に慎重に判断すること。また、校外活動実施の際は、直行直帰を 徹底すること。

#### 5 児童生徒の心のケアについて

感染防止対策を徹底しながら教育活動を継続していくことは、児童生徒にさまざまな 不安やストレスを抱かせていることが懸念される。まずは、教職員が児童生徒の気持ち を丁寧に理解し、不安や悩みを受け止め、家庭と連携して寄り添った対応をすることが 肝要である。あわせて児童生徒、保護者に対し、様々な相談窓口があることを積極的に 周知すること。

また、生徒指導課から発出した以下の通知等を参考に、引き続きオンラインツール等も活用した児童生徒の心の変化の把握に努め、必要なケアを行うこと。

#### (参考)

- ・令和3年4月19日付【教生指第66号】 まん延防止等重点措置適用に関する児童生徒への適切な指導について(通知)
- ・令和3年7月1日付【教生指第255号】 児童生徒の自殺予防に係る取組について(通知)
- ・ 令和3年7月1日付【教生指第258号】 令和3年度「SNSを活用した教育相談体制整備事業」に係る相談窓口について (通知)

# 6 新型コロナワクチン接種について

- (1) 生徒及び保護者に対して、別添資料2を活用するなどして、ワクチン接種について 正しい理解の周知を図ること。
- (2) 教職員については、別添資料3を活用し、ワクチン接種についての理解啓発を図る とともに、居住する自治体による接種などの機会を有効活用し、希望者が可能な限り 早期に接種できるよう配慮すること。

また、その際の服務は、令和3年6月10日付け教県第282号「職員の新型コロナワクチン接種に係る服務の取扱いについて(通知)」に基づき、適切に対応すること。併せて、ワクチン接種は義務ではないことから、周知の際には誤解のないよう配慮すること。

#### 7 その他

(1) 家庭における感染対策

日常生活における感染対策として、長期休業中を含めて、次の内容を保護者等に協力依頼すること。

- ア 規則正しい生活習慣の徹底 (体調不良の際は登校しない、させないこと)
- イ 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- ウ 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
- エ 児童生徒同士の会食等自粛
- (2) 教職員の健康管理等
  - ・県の方針を遵守し、不要不急の外出を避けるなど、感染防止に努めさせること。
  - ・検温や健康観察を徹底し、発熱等の風邪症状がみられる場合や家族に体調不良者がいる場合、本人が濃厚接触者になった場合は、特別休暇の取得により出勤を控えさせるなど、学校での感染リスクの軽減を図ること。
  - ・出勤後に体調に不安を感じた場合には、直ちに帰宅させること。

## 【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育·学校安全担当

電 話 048-830-6963

## 【体育の授業・運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

## 【学習指導・文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

# 【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886

#### 【児童生徒の心のケアに関すること】

担 当 生徒指導課 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当

電 話 048-830-6908

#### 【教職員のワクチン接種に関すること】

担 当 福利課 健康づくり・メンタルヘルス担当

電 話 048-830-6971

#### 【教職員の服務に関すること】

担 当 県立学校人事課 学事・働き方改革担当

電 話 048-830-6735